

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 平成26年6月27日（金） 午後1時30分から午後4時まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎3階 中会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
荒川誠司，石川知子，高井美智明，若山実
 - (2) 執行機関
清水修，大和直文，谷津茂男，青山和夫，高岡英寿，鯉渕紀子，清水達彦，赤坂麻理子
伊藤俊夫，小田木義弘，米川義雄，小田木晴壽，橋本大敬，川野輪俊光
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 平成25年度下期抽出案件審議（10件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第7条第3号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（10件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書
- 9 発言の内容 ※非公開のため，詳細な内容については省略

意見・質問	説明・回答
[報告事項] 1 低入札価格調査制度対象工事の監督体制の強化について ・監督体制強化の具体的な内容は。	・主管課長自らのヒアリングの義務付けと，監督回数の割合を増やしております

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの記録は残すのか。保存期間はどのぐらいか。 ・当委員会の抽出案件に低入札の工事が該当したときに、その低入札が妥当だったかどうかということ判断するために、ヒアリングの記録を一部でも開示していただき、実質的な低入札の案件の審議に生かしたい。 	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング記録は正副作成し、発注者及び受注者が保管します。発注者の分は原議に綴じ込み、原議の保存期間に準じて保存します。
<p>[報告事項]</p> <p>2 入札制度の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子入札にすると事務量が減るのか。 ・セキュリティの問題は起きていないのか。 ・応札する側から、電子入札に関する改善点の要望を寄せられたことはあるか。寄せられた場合に、それをシステムに反映できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙入札より、電子入札に移行した方が、入札参加者も、発注者側も事務量は減ります。 ・セキュリティの問題として、入札金額等が読み取られるといった事例は、今のところ起きていません。 ・電子入札システムは県との共同利用です。操作性についての意見は、年1回の協議会において、市から県に要望しております。また、応札者から意見を市が受けたことはありません。
<p>[報告事項]</p> <p>3 格付工種の落札状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録業者数の推移はどのような傾向か。 ・登録業者数の実数が変わらなくても、新規参入や、資格の取り下げは結構激しいのか。 ・発注額は下がったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19・20 年は約 350 者だったのが、平成 21・22 年以降は約 300 者で推移している状況です。 ・名簿上の新旧を比較すると、新規登録者が 10 者から 20 者くらいいて、その分やめる会社も同じくらいで毎回入れ替わっている傾向です。 ・過去 3 年の工事では、平成 23 年度が災害復旧工事も含めて約 155 億、平成 24 年度は約 108 億、平成 25 年度が約 116 億円ですので、平成 24 年度から平成 25

意見・質問	説明・回答
<p>[報告事項]</p> <p>4 平成25年度下期の契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特段意見なし 	<p>年度については、若干増えています。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>1 山根2, 17, 18号線狭あい道路整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狭あい道路の整備というのは、具体的に言うとどういうことか。 ・ この入札参加資格要件が市内本店である理由は。基準は何かあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況道が非常に狭いため、拡幅する工事です。水路等の用地を利用しながら、道路の排水を兼ねる工事で、幅員を確保しています。排水工に長尺U字溝や土留付きの側溝等を入れて幅員を確保し、車両通行の確保を図っていく工事になります。 ・ 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第18条で、市内の有資格業者の保護、育成に配慮することを定めていますので、施工の技術的な難易度により、市内本店で対応できる工事は市内本店に、それが難しい場合は県内本店で市内に営業所、支店を持っているもの、最終的には全国区に一般競争の参加条件を広げていきます。
<p>[抽出案件]</p> <p>2 国補公共下水道桜川第1ポンプ場アスベスト除去工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工期延長の理由は。金額も変更したのか。 ・ 低入札価格に対する聞き取り調査の中の協力会社の見積もりとは、何の見積もりなのか。例えば、飛散を防止するための措置ができるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスベストを壁面からはがす際に、壁面内の部材補修が必要な状況にあったため、その補修を追加したものです。請負金額は、補修について125万円増額変更しています。 ・ アスベスト除去に伴う安全衛生設備機器等について、下請会社から協力が得られたということです。アスベスト除去に使用する具体的な機械としては、集塵機や石綿を梱包する安全設備機器

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・測定器を使ってアスベストが本当に外に飛散していないかどうかというところまで調査をしたのか。 ・アスベストの環境測定は工事とワンセットになっているのか。それとも、市が独自にやっているのか。 ・入札額が他より低いのは、この協力会社が他の業者とは違う特殊な安い機器を持っているためか。 ・辞退の場合、その理由は記入するのか。辞退しただけで終わりなのか。 ・無効の業者は申請ミスがあったのか。 ・無効になると次に応札するとき不利になることはないのか。 	<p>です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの環境測定については、負圧の防塵装置が作動していますので、その動作をチェックする機械を別途設置して二重にチェックしています。他に、作業している隣の部屋で、外部への粉塵の状況を監視測定しています。 ・業者が測定しています。 ・アスベストの除去作業が全国的にかなり進み、作業量が減少傾向にあり、特殊な装置を持っていても、それを生かす現場が減ってきている状況で、業務の確保のため低い金額で入札したと推測されます。 ・入札辞退に理由は必要ないので、特に聞いていません。 ・一般競争の場合、入札書と内訳書を提出するのですが、その内訳書に不備があったため無効になっています。 ・ありません。
<p>[抽出案件]</p> <p>3 河改第2号準用河川石川河川改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期延長の理由は。 ・全部同じ入札金額で抽選というのは、よくあることなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この工事は、資材の搬入に伴う仮設道路として、民地を一部借用して道路を造って工事を始めるという工事設計ですが、関係地権者との調整が一時難航して、当初の工期内で工事が進まなかったためです。 ・この入札金額は、事前に公表している予定価格と同額になっています。なぜ同額になったかという理由は分かりません。工事の種類や規模、手間がかか

意見・質問	説明・回答
	<p>りそうな工事の場合には、辞退はしないけれども、予定価格と同額で入札する方もいます。今回は5社が札入れして、残り3社が辞退でしたので、工事の内容的には、なかなか難しい工事だったと考えています。こういった事例は、過去にも何度かあります。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>4 市都災第4号都市下水路災害復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧工事というのは、東日本大震災を引き継いでいるということですか。 ・災害復旧の場合は、国の補助があると思うが、これは、国の補助はないのか。地方交付税で賄う財源になっているのか。 ・災害復旧事業に係る指名選定の運用基準を簡単に説明してください。この基準は、どこが決めているのか。 ・指名業者数を7社以上とする根拠は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大震災によるものです。災害復旧工事は、下水道関係は大体終わってきているのですが、まだ道路関係は沈下したりするところがありますので残っています。 ・この工事については、手元の資料では確認できないのですが、一般的に、災害に対して、補助が付くものと、特別地方交付税が交付されるものがあります。 ・水戸市における災害復旧工事に関して、契約の事務手続の迅速化を図るために、特例措置として平成23年7月から水戸市独自で運用を開始したものです。今回の工事もこれに基づいて指名競争にしたもので、基本的には、契約に関する規程などの中で読み取れるもので基準を定めています。 ・通常の指名競争入札の最低の業者数を適用しています。
<p>[抽出案件]</p> <p>5 国補水戸市公園施設長寿命化計画策定業務委託その3について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設というのは、どういう範ちゅうか。どういうところまで含まれているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市が長寿命化計画を行っている公園127か所のうち、近隣公園1か所、都市緑化公園11か所、街区公園18か所の合計30か所についてであり、公園

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・遊具は製造メーカーでないと補強できないものもあるような気がするが、この落札業者が一括して 30 か所の計画策定が可能なのか。 ・今後その細部設計が、委託として展開されるのか。 ・何百とある公園の中で今回の 30 公園が抽出されたのは、それが主として重点的な公園が選定されたわけですか。 ・このようなビジョンを考える計画の場合、計画とかアイデアとかそういう総合的な判断から業者が選定されるべきではないか。今回、総合評価でなく、金額で選定されたのは、どういう背景からなのか。 	<p>の中の遊具等も含めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の長寿命化計画については、個々の施設の補修、修繕工事の詳細設計ではなく、水戸市全体の公園の中での長寿命化計画であり、機能の確保とか安全性の確保を保った上で、施設全体を維持管理費を抑えながら運用していくということの基本設計です。細部の設計は、別途行いますので、専門的な知識を必要としているものではありません。過去に造った公園の図面等、整備時期、現地調査などから、どのような補修や更新方法が、どの時期に必要なのかを策定していく基本計画になります。 ・この長寿命化計画策定後に、水戸市として公園の中の施設をどう更新していくのかという計画を国に申請して初めて、具体的に更新するとか、改築するとかという、委託や工事に移ってしていくための前段の計画になります。 ・長寿命化は、今回その 3 というところで、過去に 1 と 2 それぞれ調査しており、全体で 127 か所を全て調査するものです。 ・今回の長寿命化計画策定は公園、施設に関するもので、国土交通省から一般的な方向性である調査基準、項目というものが示されています。もちろん、業者の技術力や特色はあると思うのですが、国の一定の方向性がありますので、そういう知識を持ち公園の計画ができる会社であれば、可能という判断で価格競争になっております。このような計画を経験しているコンサルタントや、実施設計業務の実績のあるコンサルタントであれば行える業務だと考

意見・質問	説明・回答
	えています。
<p>[抽出案件]</p> <p>6 市都災第5号都市下水路災害復旧設計委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失格者の理由は何か。 ・最低制限価格は事前公表しているか。 ・最低制限価格は案件ごとに決めるのか。入札する側は、最低制限価格を推定できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札額が最低制限価格より低い金額だったためです。 ・公表していません。事前公表しているのは予定価格だけです。 ・最低制限価格は業務ごとに直接人件費や諸経費に一定割合をかけて算出しています。入札者は正確な金額までは類推できないと思います。毎回の入札状況を見て、大体何%ぐらいというところまでは予測できるかもしれません。
<p>[抽出案件]</p> <p>7 楮川ダム取水塔1号ポンプ取替工事(第31号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段意見なし 	
<p>[抽出案件]</p> <p>8 配水管布設工事(第70工区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が高い理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管は圧力管ですので、ミリ単位での正確な埋設深度は求めておらず、精度の高い工事ではありません。計算基準も公表されている部分がありますので、受注者の積算力が高くなっていると思われます。
<p>[抽出案件]</p> <p>9 配水管布設・布設替及び給水管切替工事(第14号)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の理由として、既設大型排水ボックスが埋設されて、他の業者では分からないという説明だが、こういうケースは、当初埋設した業者に発注することになるのか。第三者が直す場合、図面等がないので切替工事はできないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当工事は、元工事で大型排水ボックスが埋設されたところに新たに汚水管を2本入れ、その2本を入れた後に、水道管を入れる工事です。幅員が4メートル未満の狭い道路であり、水道管の占用位置が決まらないところでしたので、安全管理等を含めて元請業者が施工したほうが正確な工事ができるため

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・どこに上水管とか下水管が入ったという記録は残しているのか。 ・元工事の金額と水道との契約の間に金額の入替はあるのか。 	<p>随意契約にしたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道管の完成配管図は全て永久保存しており，上水道管理システムで管理，呼び出せるようになっています。 ・ありません。
<p>[抽出案件]</p> <p>10 配水管布設替工事（第65工区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段意見なし 	